

## 常陸大宮市訓令第61号

### 常陸大宮市史編さん委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 常陸大宮市史（以下「市史」という。）編さん事業を円滑に推進するため、常陸大宮市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市史の監修に関すること。
- (2) 市史に関する資料収集、調査研究、執筆及び編集に関すること。
- (3) その他市史編さんに関して必要なこと。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 市職員
- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
  - 3 委員長は、第1項第1号に掲げる者として委嘱した委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。
  - 4 副委員長は、第1項第2号掲げる者として任命した委員のうちから、委員長が指名する。
  - 5 委員長は、委員会の会務を総理する。
  - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、会議における職務を代理する。

#### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、会議の内容を市長に報告するものとする。

#### (専門部会)

第5条 市史に関する資料収集、調査研究、執筆及び編集を、時代別及び分野別に行うため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長、専門調査員及び協力員をもって構成する。
- 3 部会長は、第3条第1項第1号に掲げる者として委嘱した委員（委員長を含む。）をもって充て、専門調査員及び協力員は市長が委嘱する。

- 4 委員長は、部会長の職務を行うほか、監修者として他の部会長を指導し、及び助言する。
- 5 専門調査員は、部会長の指示に従い、市史に関する資料収集、調査研究及び執筆を補助する。
- 6 協力員は、部会長及び専門調査員が行う市史に関する資料収集、調査研究及び執筆に協力する。

(任期)

第6条 委員、専門調査員及び協力員の任期は、市史編さん事業の終了の日までとする。ただし、特別な事由があると市長が認めたときは、任期途中においても解嘱又は解任することができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、市史編さんに関する事務を所管する課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、市史編さん事業が終了した日をもってその効力を失う。